

議案第 89 号

関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 9 月 10 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

生活系一般廃棄物の処理手数料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年関市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

可燃ごみ	規則で定める年間基準枚数を超える指定袋1袋につき 300円
不燃ごみ	規則で定める年間基準枚数を超える指定袋1袋につき 300円

を

」

「

可燃ごみ	指定袋（大）1袋につき50円
	指定袋（中）1袋につき30円
	指定袋（小）1袋につき20円
不燃ごみ	指定袋1袋につき100円

に

」

改める。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に収集運搬する可燃ごみ及び不燃ごみに係る処理手数料について適用し、同日前に収集運搬する可燃ごみ及び不燃ごみに係る処理手数料については、なお従前の例による。ただし、施行日から平成27年3月31日までの間の同表の規定による当該処理手数料については、同表中「50円」とあるのは「25円」と、「30円」とあるのは「15円」と、「20円」とあるのは「10円」と、「100円」とあるのは「50円」とする。